

# 中国における外国籍の子どもを対象とした 「随班就読」原則に関する一考察 —インクルーシブ教育理念の影響を中心に—

馬 璨婧\*

## 1. 問題の所在と本稿の目的

本稿では、中国における公立小中学校での外国籍の子どもの受け入れ原則である「随班就読」の理念的な基礎を提示することを目的とする。

グローバル化の進展を背景とした計画経済体制から市場経済体制への転換にともない、中国では高技能労働者、上級管理職、経営者などを中心とする長期滞在の外国人を呼び寄せている。そのため、彼らの子どもに対する就学環境の整備が求められている。今日、こうした長期滞在の外国籍の子どもたちは「外籍人員子女学校」<sup>1)</sup>、または公立の小中学校に就学している。近年は後者の公立小中学校に就学する外国籍の子どもが増加しつつある<sup>2)</sup>。

外国籍の子どもの受け入れについて、中国教育部<sup>3)</sup>は1999年に「小中学校における外国籍児童・生徒の受け入れに関する管理暫定規則」（以下、1999年暫定規則）を制定した<sup>4)</sup>。同暫定規則は、「必要な標準中国語の補習を除き、原則として、外国籍児童・生徒のみで編成される特別学級を設けてはならない」（第十条）ことを規定している。つまり、外国籍の子どもに対して、彼らを通常の普通学級で受け入れ、中国籍の子どもとともに学ばせるという学級編成が原則とされている。この原則は上海市や北京市などの都市が制定した外国籍の子どもの受け入れ施策において、「随班就読」と称されている<sup>5)</sup>。

しかしながら、学校現場の実態に目を向けると、受け入れ原則にしたがって外国籍の子どもを通常の普通学級で受け入れている学校もあれば、学校の敷地内で

---

\* 教育基礎学専攻 大学院生

中国籍の子どもから外国籍の子どもを完全に分離して教育活動を行う「外国籍児童・生徒部」を設置している学校もある<sup>6)</sup>。しかも近年は、後者が増加する傾向にある<sup>7)</sup>。こうした現状には、外国籍児童・生徒部の設置によって外国籍の子どもが普通学級から排除されることになるばかりか、随班就読という原則自体が形骸化しかねないという問題がある。しかし、原則の形骸化という問題の解決を図るためには、まず随班就読原則はどのようなものかを検討することが重要であり、そのために随班就読原則がどのような理念的基礎から生み出されたものかを確認する必要がある。

中国では、随班就読は従来、障害児教育の分野において用いられてきた用語であった<sup>8)</sup>ため、障害児をめぐる議論した先行研究は多く存在する。そのうち、随班就読原則に関する理論的な研究を行っている鄧は、随班就読原則は1994年の「サラマンカ宣言」で打ち出されたインクルーシブ教育が唱える「包括性」と実施形態上は合致しているが、主に児童・生徒に平等な教育を受ける機会を提供することを目的としたものであるため、「包括性」の理念が随班就読原則までに浸透しているとは言えないと指摘している。また、中国の随班就読は欧米と異なる実態から出発しているため、随班就読は中国の独自性<sup>9)</sup>を持っているという議論が主流であると述べている<sup>10)</sup>。一方、外国籍の子どもに対する随班就読の検討を行った研究もいくつか見受けられるが、それらは主に事例研究として随班就読原則に基づき、教育活動を行う際に生じた問題について分析したものである<sup>11)</sup>。しかしながら、随班就読に関わる政策・施策全般の変遷を概観した上で、外国籍の子どもに対する随班就読の理念的基礎を検討する研究は管見の限り見当たらない。

そこで、本稿は外国籍の子どもに対する随班就読原則に関する規程を踏まえた上で、外国籍の子どもに関するものに限定せずに、随班就読原則の政策・施策の推移を概観することを通して、外国籍の子どもに対する随班就読原則について、インクルーシブ教育理念との関係性を検討し、その理念的な基礎がインクルーシブ教育理念にあることを提示する。この目的を達成するために、以下の課題を設定する。まず、国家及び上海市における外国籍の子どもに対する随班就読原則の規程を整理する。次に、中国におけるインクルーシブ教育に対する認識を明らかにすると同時に、随班就原則に関する政策・施策を整理する。さらに、随班就読

原則はインクルーシブ教育の理念の影響を受けて変容したことを明らかにする。最後に、現在は随班就読原則の理念的基礎がインクルーシブ教育に置かれるようになってきていることを示し、外国籍の子どもを対象とする随班就読原則はインクルーシブ教育理念に基づいてきていることを提示する。

## 2. 外国籍の子どもに対する随班就読の原則

本節では、国家レベル及び上海市を例に地方レベルにおける随班就読に関する施策を踏まえながら、その原則の規程を整理する。

### (1) 国家レベルの規程

1999年暫定規則においては外国籍の子どもに対する教育内容や教育方法に関して、前述のように、学級編成について原則として「特別学級を設けず、外国籍の子どもを中国籍の子どもとともに同じ学級で学習させる」(第十条)という随班就読を採ることと定められている。

### (2) 地方レベルの規程

中国では、上海市や北京市などの都市に外国人が集中している<sup>12)</sup>。国家の施策を受けて、地方政府は外国籍の子どもの公立小中学校への就学ニーズに応じるために受け入れ施策を策定し、その中で随班就読原則を明確に打ち出した。

外国人が集住している北京市は、1999年暫定規則を受けて、2000年に「北京市の小中学校における外国籍児童・生徒の受け入れに関する若干規程」を制定した。その中では「外国籍児童・生徒に対する教育活動を中国の現行学習指導要領(教学大綱<sup>13)</sup>)に従う。原則として外国籍児童・生徒に『随班就読』を行い、外国籍児童・生徒のみで編成される特別学級を設けない」と規定されている。

また、上海市も2000年に「上海市の小中学校における外国籍児童・生徒の受け入れに関する管理実施細則」(以下、2000年実施細則)を制定した<sup>14)</sup>。その中では「必要な標準中国語の補習を除き、原則として外国籍児童・生徒のみで編成される特別学級を設けてはならない」と規定されており、2007年に上海市教育委員会が出した「上海市公立幼稚園、小中学校における外国籍幼児・児童・生徒の受け入れ

に関する費用の徴収についての通達」では、「条件を満たす外国人の子ども（いわゆる常住外国人の子ども）の就学及び教育を受けることを保障し、彼らに随班就読を行う<sup>15)</sup>」として、随班就読という用語が初めて用いられた。その後、市レベルの規程に基づいて、各区、県も「外国籍の子どもを随班就読させる」という文言を明記した施策を次々に打ち出している。

さらに、上海市教育委員会は2012年8月に「上海市教育国際化プロジェクトにおける第十二次五カ年行動計画」を策定し、「小中学校における外国籍の子どもの受け入れを促し、外国籍の子どもの随班就読の機会を一層増やす<sup>16)</sup>」ことを提言した。

こうした国家や地方が打ち出した施策の流れから、公立小中学校での外国籍の子どもの受け入れ原則は「随班就読」としており、外国籍の子どもの在籍形態、すなわち外国籍の子どもの中国籍の子どものと区別せずに両者が「ともに学ぶ」という学級編成を意味していると考えられる。つまり、同じ学級に在籍するという形式的な統合に留まっている。

### 3. インクルーシブ教育の理念に影響される随班就読の変容

#### (1) 随班就読原則とインクルーシブ教育の関係性に関する解釈

中国における随班就読原則に関する解釈は、以下の3つにまとめられる。(1) 潘ら(2003)<sup>17)</sup>は、「広義に解釈すれば、随班就読原則の実施形態はインクルーシブ教育が唱える『インクルージョン』と合致しており、インクルーシブ教育の流れに位置づく。加えて、世界の中でインクルーシブ教育のあり方は定着していないため、随班就読原則は中国の国情に合わせた対応策としても、インクルーシブ教育に位置づけられる」と認識している。(2) 張・葉(1999)<sup>18)</sup>は、政策上「インクルーシブ教育は学校の教育目標・管理、教育の課程等において、新しいシステムづくりや根本的な改革を要求し、障害児を含むあらゆる児童・生徒に対して質の高い教育を確保することを求めている。それは障害児の就学率の向上に重点を置く中国の『随班就読』形態と本質的に異なっている」と指摘した。(3) 鄧(2007)ら<sup>19)</sup>は、「『サラマンカ宣言』に定められたインクルーシブ教育の原則は、

中国を含む世界各国で遵守されているとともに、各国におけるインクルーシブ教育政策制定の根拠と原動力となっている。それは世界での特殊教育発展の潮流及び共通性である。中国の随班就読原則はこの流れに位置づけられている」としている。同時に、彼らは「中国の随班就読原則は欧米のような平等、民主、子どもの個性や自由、多元性等の理念から生み出されたものではなく、特別なニーズを有する子どもの就学の機会を確保することをねらっている。したがって、『随班就読』は実用的なインクルーシブ教育の実施形態である」と指摘している。

しかし、これらの解釈は、現場の教育形態あるいは政策といったそれぞれ一つの側面にしか着目しておらず、またインクルーシブ教育理念の内容を十分に検討しないままに、随班就読原則とインクルーシブ教育を安易に比較している。さらに、随班就読原則に関する施策を通観するマクロな視点からの分析、とりわけ随班就読施策の主旨及び内容の変化に関する分析も見落されている。最後に、これらの解釈は主に障害児に着目して分析している。したがって、以上の解釈は随班就読原則とインクルーシブ教育との関係性を十分に検討しているとは言いがたい。その関係性を明らかにするためには、インクルーシブ教育理念の内容を踏まえて通時的に分析することが必要であると考ええる。そこで以下では、中国におけるインクルーシブ教育に対する認識を示した上で、随班就読原則に関する政策・施策の展開を整理し、その理念的な進展を明らかにする。

## (2) インクルーシブ教育に対する認識

1994年6月にスペインのサラマンカでユネスコとスペイン政府が共催した「特別なニーズ教育に関する世界会議 (World Conference on Special Need Education: Access and Quality)」において、「サラマンカ宣言」(Salamanca Statement)<sup>20)</sup>が採択された。これはインクルーシブ教育の発端として認識されている。インクルーシブ教育においては、すべての子どもは普通学校で教育を受ける機会を与えられるべきであることが唱えられるとともに、一人ひとりの異なるニーズに対応できる普通教育制度への変革が求められている。そして最終的にはインクルーシブな社会を創設することが目指されている。

中国政府もその会議に参加した。インクルーシブ教育についての政府による公

式の解釈はなされていないが、中国教育部の内部資料「特殊教育文件選編（1990-1995）」（「特別支援教育に関する文献選集」）においては、「特別なニーズを有するものは学校に就学する機会を有しなければならない。学校はこれら特別なニーズを有するものを、彼らのニーズを満たしかつ彼らを中心とする教育活動に包摂すべき」ことが記載されている。こうした点に基づき、「サラマンカ宣言」に定められたインクルーシブ教育の原則は、中国を含む世界各国で遵守されるとともに、各国におけるインクルーシブ教育政策制定の根拠と原動力となっていると鄧は指摘している<sup>21)</sup>。

また、インクルーシブ教育研究者において黄志成の定義は中国の学界で最も受け入れられている。彼はインクルーシブ教育を次のように定義している。「インクルーシブ教育は新しい教育理念であるとともに、持続的な教育プロセスである。インクルーシブ教育はすべての児童生徒を包摂し、差別・排除に反対する。また、インクルーシブ教育は積極的に参加することを促し、集団による協力を重視し、様々なニーズを満たしながらインクルーシブな社会を構築する」<sup>22)</sup>。加えて、インクルーシブ教育は生涯教育 (life-long education) や万人のための教育 (education for all) が強調する「教育は権利」であること、さらにその中に内包されている「平等」、「民主」などの概念を受け継いでいること<sup>23)</sup>を黄は示している。その見解に基づいて、彼は人権・平等・民主・教授法の観点からインクルーシブ教育における4つの基本理念を析出した<sup>24)</sup>。それらの基本理念をみる限り、中国の研究者によるインクルーシブ教育の解釈は、国際的な理念に沿ったものになっている。

以上を踏まえると、中国政府による公的な解釈は打ち出されていないが、インクルーシブ教育のすべての子どもが普通学校に就学する機会を有しており、さらに、子ども一人ひとりの異なるニーズに対応できかつ彼らの参加を促す包摂的な学校が求められるという理念は、中国でも共通認識になっていると言える。また、近年では華東師範大学インクルーシブ教育研究センター、北京インクルーシブ教育研究センター等の研究機関が設立されていることから、実情としてインクルーシブ教育の理念が広まりつつあることが伺える。

### (3) 随班就読施策に見るインクルーシブ教育理念の影響

随班就読という言葉は、1987年の教育部の公文書「全日制知的障害特殊学校（学級）における教育計画」において初めて言及された。そこでは「初等教育が普及する中で、大多数の軽度知的障害児は現地の普通小中学校で『随班就読』（形態）をしている」と述べられており、随班就読は軽度知的障害の子どもに限定した就学形態（普通学級で健常児と一緒に在籍すること）として触れられた。それは1986年の「中華人民共和国義務教育法」の制定によって、障害のある子どもの不就学が問題視されたことを背景としている。当時、障害児の就学に対応するための特別支援学校等を設立するには財政上の困難があった一方で、1970・80年代には障害児に対する教育を普通学校で提供するという議論が国際的に盛んになっていた。こうした状況のもと教育部は、障害児を普通学校に通わせて通常学級に在籍させるという「随班就読」形態を、障害児の教育を受ける機会の保障のためのひとつの解決策として打ち出した<sup>25)</sup>。

その後、1994年7月に教育部は「障害児の随班就読に関する暫定方法」を制定し、随班就読原則が正式に施策として定められた。これはインクルーシブ教育を強く主張した「サラマンカ宣言」が出された直後のことである。この1994年の「暫定方法」では、随班就読原則による障害児の就学機会の保障という目的が強調されると同時に、普通教育と障害児教育の統合の促進が期待されている<sup>26)</sup>。これは、普通学校での「障害児の障害程度の認定及び入学手続き、教育内容の選定、教員の養成、保護者・学校・教育行政機関の責任」について具体的に規定していることからもうかがえる。すなわち、こうした随班就読原則に関する規程により、障害児教育と普通教育を二分せず、障害児教育を普通教育のうちに制度的に位置づける方向が見られる。この「暫定方法」は障害児の教育について規定したものはあるが、障害児教育と普通教育との統合という点から、随班就読原則はインクルーシブ教育が唱える「一人ひとりの異なるニーズに対応できる普通教育制度」への変革の可能性を含んでいると言える。つまり、すべての子どもに対応できるよう、学校教育システムや教育プログラム等を制度的に改善することが促されているのである。このことから、随班就読原則はインクルーシブ教育におけるすべての子どもを包摂する学校づくりの理念の実現につながると考えられる。

また、前述したように1999年暫定規則においても、障害児のみならず、外国籍の子どもへの受け入れ原則が随班就読であることを定めている。

さらに、2002年12月17日～12月19日に、教育部基礎教育司<sup>27)</sup>及び中国障害者連合会は「中国における随班就読に関する経験交流会議」を開催した。その後、教育部基礎教育司による「『中国における随班就読に関する経験交流会議記録』の配布に関する通知」(2003年2月9日)の中では、「『随班就読』という形態は普通教育と障害児教育を分離するという局面を打破し、それら二つのシステムの統合を促している」と評価し、「随班就読は基礎教育、とりわけ障害児教育の従事者が他国のインクルーシブ教育の実施方法を参照しながら、我が国の障害児教育の実状を踏まえた上で行った教育の改革である。(中略)随班就読は障害児教育ないし、基礎教育の発展を促すために重要な意義を持っている」ことを示した。また、「随班就読の実践は教育の観念の転換を促進している。とりわけ、普通学校に素質教育に対する再認識を促し、学校の指導者に学校の機能及び教育の意義の再考を促し、教員に教授方法の改善と充実を推進し、教育活動をすべての子どもの発達ニーズを満たすという方向に向かわせる」ことが述べられている<sup>28)</sup>。これらの提言からも、国家は随班就読原則を通して普通教育制度の改革を促すという方向性を採っていることがわかる。随班就読原則にはインクルーシブ教育が提唱している「包摂する学校づくり」のための役割を果たすことが期待されると言えるだろう。すなわち、障害児に主眼が置かれながらも、その対象がすべての子どもへと広がっていることが読み取れるのである。

加えて、中国杭州市で毎年開催されているユネスコの常設会議である「中国杭州国際教育創新会議<sup>29)</sup>(Hangzhou International Educational Innovation Conference)」において、2007年に「インクルーシブ教育・調和的なキャンパス」をテーマにした分科会が設けられた。その会議において中国教育部基礎教育司の高学貴課長は「中国は1980年代から随班就読を行ってきており、インクルーシブ教育(に相当する取り組み<sup>30)</sup>)を実施してきた。実施のなかで、インクルーシブ教育の含意は広がってきている。今日中国におけるインクルーシブ教育の実施は、障害児のニーズを満たすことに留まらず、すべての子どもが学校に受け入れられること、身体、知的能力、社交力、言語などの理由により学校への就学を拒否さ



ることがないことに重点を置く。それとともに、すべての児童・生徒の参加を促し、彼らの個性を発展させる。・・要するに、中国の小中学校では、教員がすべての児童・生徒の個性を尊重し、彼らを生き生きと、アクティブに発達させる」と発言した<sup>31)</sup>。こうした発言から、中国が随班就読原則の実施においてインクルーシブ教育理念を浸透させようと努力していることが読み取れる。

最後に、2008年にユネスコが主催した「第48回国際教育会議」(48th Session of the International Conference on Education)において、中国共産党中央政治局委員劉延東は政府を代表して、「インクルーシブ教育を促進し、調和的な世界の建設を促す」と題した発表を行った<sup>32)</sup>。発表の中で、中国はインクルーシブ教育を推進していることを主張し、「特別なニーズを持ち、かつ無視されやすい子どもの教育を受ける権利の保障にも力を入れている」と語っている。また、障害児の教育への権利保障を述べる際に、政府は普通学校での随班就読施策を促進していることに言及している。

#### (4) 随班就読原則とインクルーシブ教育理念の関係性の再考

上述した随班就読原則に関する施策の展開及び国際会議での発言から、中国はインクルーシブ教育の実施を主張しており、その対象とする子どもの範囲も広がってきていることは明らかである。また、その実施においては、すべての子どもの就学権利を保障することと共に、児童・生徒の参加を促し、適切な教育を提供することも要求されている。

さらに、随班就読原則とインクルーシブ教育の実施について、具体的には以下の2点が読み取れる。一点目は、中国政府は随班就読原則を通してインクルーシブ教育を実施することを明確に打ち出したわけではないが、上記の2007年及び2008年の国際会議での発言を踏まえれば、随班就読原則は以前からインクルーシブ教育を実施する手段と見なされてきており、今日でもインクルーシブ教育の実施という役割を果たすようになってきているということである。また、インクルーシブ教育の実施においてすべての子どもの就学機会を保障するという方向に向かっていることから、随班就読原則もすべての子どもの就学機会を保障するための原則として機能させると考えられる。それは、インクルーシブ教育理念の「あらゆる

る個人の教育への権利」と合致している。二点目は、随班就読原則を通して、特別なニーズを持つ子どもを統合し、すべての子ども一人ひとりの異なるニーズに対応できる学校教育制度への改革を促進する傾向が見られるということである。これはインクルーシブ教育が唱えるインクルーシブな学校教育制度の構築という目標と一致していると言える。

以上を踏まえれば、中国における随班就読原則はインクルーシブ教育理念に影響されながら、その方向性を共有するようになってきていると言えるだろう。すなわち随班就読原則は、1987年に中国独自の実情を踏まえて障害児の教育に対応するために策定されたものであったが、サラマンカ宣言などの国際的な動向を受けながら、今日では「すべての子どもの就学権利の保障と、彼らの異なるニーズに対応できる学校教育制度の改革を求める」というインクルーシブ教育の理念をもつ原則へと徐々に変容しつつあると考えられる。

したがって、今日の随班就読原則は、単に潘らが指摘するように「インクルージョンという形態」、あるいは張・葉の解釈のように「障害児の就学機会保障を目的とする施策」に留まっているとは言いがたい。また、随班就読が単に「インクルーシブ教育における実用的な実施形態」であるという鄧（2007）らの見方も偏った見方である。確かに当初の随班就読施策は、「共に学ぶ」という形態及び障害児の就学保障を基盤にしていた。しかしながら、本稿で見てきたように、今日の随班就読原則は、インクルーシブ教育理念の影響を受けながら、その対象をすべての子どもへと広げ、彼らの就学権利を保障し、異なるニーズに対応できる学校教育制度への改革を含意する原則として位置づけられるようになってきていることが明らかである。

#### 4. むすびにかえて

本稿では、中国の公立小中学校における外国籍の子どもに対する随班就読原則について、国家や地方の施策文書においては学級編成上の「単なる形式的な統合」として規定されていることを示した。そして、随班就読原則に関する施策全般の整理を通して、随班就読原則は今日、「すべての子どもの就学権利の保障と、彼らの異なるニーズに対応できる学校教育制度への改革を求める」というインク

ルーシブ教育理念に影響されつつあることを示した。言い換えれば、今日において、随班就読原則の理念的な基礎はインクルーシブ教育に見いだせる。そこでは当然ながら外国籍の子どもも対象となる。

中国が批准した「子どもの権利条約」(1992年批准)、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(2001年批准)等の国際法に規定されている「締約国は、教育についての子どもの権利を認める」という条項を踏まえると、こうしたインクルーシブ教育理念に影響されつつある随班就読原則の維持は必要であると考えられるだろう。しかしながら、現時点では、外国籍の子どもを対象とした随班就読原則は単に形式的な統合を求めるに留まっている。今後、インクルーシブ教育理念を前提として、「随班就読」の制度を構築していくことが求められる。その際には、今日まで中国で行われてきた障害児に関する随班就読の制度のあり方を参照することが有効だろう。障害児の随班就読については、「全日随班就読」、「半日随班就読」及び「全日随班就読付設補習室」という3タイプに制度化されており<sup>33)</sup>、それらを実践するための教育費の確保、障害児教育教員の養成、教育環境整備についても施策によって制度化されている。これらの制度を踏まえながら、外国籍の子どもに対する随班就読を充実させるための制度のあり方を検討することを今後の課題としたい。

## 注

- 1) ここで言う外籍人員子女学校には、外国人学校、指定された公立学校の国際部、インターナショナル・スクール及び補習機関が含まれる。「指定された公立学校の国際部」とは教育行政部門の認定を受けた公立学校に設置されている、外国籍の子どものみを対象とする教育活動を行う部門である。上海市の場合、5つの「国際部」が認定されている。
- 2) その理由は標準中国語学習を受けられること、外国籍人員子女学校より学費が低額であること、また中国の大学への進学希望者が増えていることによる。

趙萱 (2011) 「中小学校外籍学生随班就読的現状与分析 - 基于上海市11所学校的考察 -」、『上海教育科研』、pp28-29。

上海市を例に挙げれば、2004年には小・中・高等学校在籍者は1933名であったが、2010年には2万人と約10倍になっており、この数は今後10年のうちに、少なくとも10万人に達することが見込まれている。

閻温楽 (2005) 「透視上海市外籍学生教育」、『現代初等中等教育』、第11集、p6。

李愛銘「2万外籍学生就讀滬中小学－上海民進教育論壇举行－」、『解放日報』、2010年11月14日。

- 3) 日本の文部科学省に相当する。
- 4) 1999年暫定規則に準じて、地方政府は各地方の実情に応じた受け入れ施策を策定し、その施策に基づいて外国籍の子どもを公立学校で受け入れることになっている。
- 5) 1999年暫定規則では明言されていないが、地方政府は定めている。例えば、北京市教育委員会が「1999年暫定規則」に基づいて制定した「北京市小中学校における外国籍の子どもの受け入れ管理に関する若干の規定」(2000)においては、「外国籍の児童・生徒は随班就読すべきであり、特別学級を設けない」ことが記されている。
- 6) 筆者が2010年11月及び2011年10月に実施した上海市で9校への実地調査による。
- 7) 21世紀経済報道ホームページ、<http://www.177liuxue.cn/info/2010-5/94337.html>、2010.5.13
- 8) 呉秋紅(2004)「中国の障害児教育研究の分析－「随班就読」に関する論文を軸に－」、『立命館産業社会論集』、第40巻第1号、p90。
- 9) ここで言う独自性とは、1980年代の欧米諸国におけるインテグレーション教育は自由や社会の平等などの理念に基づいて障害児を統合するという目的を有していたことに対して、中国の随班就読は経済的な要因により短期間で数多くの特別支援学校を設置することは困難であるという背景から大勢の不就学の障害児の普通学校への就学促進を目的としたものであり、平等、子どもの個性や自由、多元性等論理を欠いていることを指している。

鄧猛、朱志勇(2007)「随班就読与融合教育－中西方特殊教育模式的比較－」、『華中師範大学学报』、第46集、p126。

- 10) 鄧猛、朱志勇(2007)前掲論文、p126。
- 11) 陳娟(2008)「随班就読境外学生的管理研究－以上海市新基礎教育実験学校為例－」、華東師範大学・公共管理学院、修士論文。  
趙萱(2011)「中小学校外籍学生随班就読的現状与分析－基于上海市11所学校的考察－」、『上海教育科研』、pp28-32。
- 12) 2010年に行われた国勢調査によれば、上海市には14万3200人の外国人が常住しており、中国において外国人が最も集住している都市となっている。
- 13) 教学大綱(2001年から「課程標準」と改称)は国家課程で、中国教育部が基礎教育課程に対する最低の規範と基準を示した大綱的な文書であり、日本の学習指導要領にあたるものである。

藤雪麗・福田隆眞(2010)「小学校における中国の課程標準と日本の学習指導要領の比較研究－中国義務教育改革目標の6項目を中心に－」、『山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』、第30号、p58。

- 14) この施策は今日まで適用されている最も重要な受け入れ施策であり、国家の方針と同様、学校に対する受け入れ資格の審査及び学校の管理運営を中心的に規定している。
- 15) 2006年上海市教育委員会は「幼稚園、小中学校における外国籍児童・生徒（幼児）の受け入れに関する若干の規程に関する通達」を出し、その中で「上海市で合法的に勤めている外国人とその子どもは、各証明書を用意し、居住地域の区や県教育局行政機関の主管部門に対して、入学を申請することができる。主管部門は申請者に管轄区域内の小中学校、幼稚園に入学させる手配を行う。学校は原則として必要な漢語指導を行う以外は、特別クラスを設けてはならない」ことを定めている。これら二つ通達を合わせて、ここで言及された常住外国人の子どもの「随班就読」は学級編成を意味していると考えられる。
- 16) 「教育国際化における総則及び原則」の中の「積極的に国際教育サービスを行う」に定められている。
- 17) 鄧猛、潘劍芳（2003）「関与全納教育思想的幾点理論回顧及其对我们的啓示」、『中国特殊教育』、第4集、p5
- 18) 張双、葉立言（1999）「論全納性教育」、『中国残疾人教育』、p31。
- 19) 鄧猛、朱志勇 前掲論文、p127。
- 20) 第1条、すべての子どもは教育を受ける基本的権利を有しており、満足いく水準の学習を達成し維持する機会を与えられなければならない。第2条、すべての子どもが独自の性格、関心、能力および学習ニーズを有している。第3条、教育システムの計画や教育プログラム実施はこうした幅の広い性格やニーズを考慮すべきである。第4条、特別な教育ニーズを有する人びとは普通学校にアクセスする機会を有しなければならない。それらの学校は彼らのニーズに見合った、かつ子どもを中心とする教育活動に受け入れるべきである。第5条、インクルーシブな方向性を持つ普通学校こそが、差別的な態度とたたかい、特別なニーズを有する人が受け入れられる地域を創り、インクルーシブな社会を建設し、すべての人々が教育を受けることを達成するための最も効果的な手段である。  
『サラマンカ宣言』より一部抜粋。
- 21) 鄧猛、朱志勇 前掲論文、p127。
- 22) 黄志成（2003）「从終身教育、全民教育到全納教育－國際教育思潮發展趨勢探析－」、『河北師範大学学报』、第5卷第2期、p29。
- 23) 黄志成 前掲論文。
- 24) ①人権に関する言説：すべての人々は教育を受ける権利を有する。個々人の差異による教育を受ける権利の剥奪は認められない。したがって、人権に関する言説から、インクルーシブ教育はすべての子どもが普通学校で教育を受ける機会を有することを主張しているとともに、普通学校は子どもがどのようなニーズを持っているかを問わ

ず、すべての子どもを受け入れるべきであることを主張している。②平等に関する言説：ここでいう平等が示すのは「すべての子どもを同様に扱う」という「絶対的な平等」ではなく、「すべての子どもの発達を重視し、誰も排除しない」ことである。つまり、平等な就業機会のみならず、すべての子どものそれぞれ異なるニーズを満たすことで平等を目指すことである。それは「包摂」(inclusion)の反義語「排除」(exclusion)は「不平等な扱い」と見なされるからであり、包摂(inclusion)は「すべての子どもの異なるニーズを満たす」ことを含む平等を求めているのである。③民主に関する言説：インクルーシブ教育の目的はインクルーシブな社会を作り上げることである。こうしたインクルーシブな社会では、すべての人が参加でき、協力する。すべての人は集団の一員であり、すべての人が歓迎されている(everyone belongs, all welcome)。すなわち、個人が社会に順応することではなく、社会づくりに参加することを指している。④教授法に関する言説：教育の原則は、通常の課程を通して、すべての児童・生徒に基礎的、普遍的教育を行うことである。特別なニーズがあれば、特別な支援を与えるべきである。

黄志成(2003)「全納教育展望－対全納教育発展近10年の若干思考－」、『全球教育展望』第5巻、pp29-30。

- 25) 肖非(2005)「中国的随班就读－歴史・現状・展望－」、『中国特殊教育』、第3期、p6。
- 26) 総則では、「障害児の随班就读は中国における障害児の義務教育の普及及び発展のための主要な教育形態の一つである。(中略)実践が証明したように、それは障害児の義務教育の実施に有効な方法である。随班就读を通して障害児の就学率を高めるとともに、彼らと健常児の総合理解や助け合いを促すことができ、さらに、特別支援教育と普通教育の効率的な結合を促進することもできる」と述べている。
- 27) 日本文部科学省初等中等教育局に相当する。
- 28) 中国教育部ホームページ、[http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s3331/201001/xxgk\\_82026.html](http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s3331/201001/xxgk_82026.html)、2003.2.9
- 29) ユネスコ教育局、ユネスコ・アジア太平洋地域教育局、中国ユネスコ全国委員会、ユネスコ北京事務局、浙江省教育厅が主催した。「Asia-Pacific Programme of Educational Innovation for Development (APEID) UNESCO Bangkok」に位置づけられる。
- 30) 筆者注である。1980年代にはインクルーシブ教育がまだ打ち出されていないため、高課長の発言からはインクルーシブ教育に相当する取り組みであると読み取れる。
- 31) 中国教育先鋒網 <http://www.ep-china.net/content/president/2007/12/20071212133215.htm>、2007.12.12
- 32) 中国教育部ホームページ、[http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe\\_838/200812/42750.html](http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_838/200812/42750.html)、2008.12.2
- 33) 全日随班就读の障害児は一日中健常児と一緒に普通学校の普通学級で学習する。半日

随班就読の障害児は半日を健常児と一緒に学習し、残りの半日を学校の障害児教育教員から指導を受ける。全日随班就読付設補習室では、学校が1～2名の「兼職障害児教育教員」を配置し、随班就読で学んでいる障害がある児童・生徒（以下、「随班就読生徒」）の授業補習及び専門訓練を行う。障害児教育教員は、「随班就読生徒」の授業進捗度と能力を把握し、週当たり2～3回の集中補習を行う。これらの活動は「随班就読生徒」をグループ分けして行われ、教科学習時間を利用して遊び・生活指導・機能訓練が行われる。

呉秋紅 前掲論文、p90。

**An Analysis of the Admission Principle  
“Learning in Regular Class”  
for Foreigner Students in China  
— Based on Influence from the Concepts  
of Inclusive Education —**

MA Canjing

The purpose of this paper is to find the concepts of admission principle named “learning in regular class” for foreigner students in primary and secondary school in China.

There are plenty of “foreigner students division” are established in public elementary schools and secondary schools, which are divisions gathering foreigner students only in special classes to teach them apart from Chinese students. It is also deviating from the principle of “learning in regular class”, which leads to the principle become a mere name actually.

Initially, the paper indicated that the principle of “learning in regular class” means a kind of patterns for integration which refers to a form of “learning together with Chinese students in same class” according to the clarification of related policies and regulations established by ministry of education of China and municipal education commissions such as Shanghai and Beijing.

Furthermore, this paper pointed that the principle of “learning in regular class” has being influenced by concepts of inclusive education generally from 1994, the year of the decoration of Salamanca Statement. To be concrete, it has been testified that the principle is being affected by the concepts “secure educational rights for all children” and “innovate schools’ educational system for all children with different needs” according to the relative policies and regulations promulgated by China’s government, even statements from officials in international conferences.

Finally, it is expounded that the forms of “learning in regular class” of handicapped students could be used as a source of reference for the systematical construction of for foreigner students based on the concepts of inclusive education.